

(保 133) F
平成 23 年 9 月 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

平成 23 年台風 12 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

平成 23 年台風 12 号による被災に関する診療報酬等の請求の事務の取扱いにつきまして、平成 23 年 9 月 9 日付で厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回示されました取扱いは、平成 23 年 8 月診療分（9 月請求分）に係る診療報酬請求書等の提出期限につきまして、三重県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び岡山県の災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関等に限り、平成 23 年 9 月 14 日とするものであります。

なお、上記提出期限に遅れる場合の取扱いにつきましては、本会より社会保険診療報酬支払基金（支払基金）本部に対し、柔軟に対応するよう申し入れを行い、了承を得ておりますので、各県医師会におかれましては、地方厚生局、支払基金支部、国民健康保険団体連合会とご相談下さいますようお願いいたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

1. 平成 23 年台風 12 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて
(平 23.9.9 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
平成23年9月9日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年台風12号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

平成23年台風12号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

記

平成23年8月診療分(9月請求分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、三重県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び岡山県の災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関等に限り、平成23年9月14日とすること。

また、この提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものであること。